

専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究事業

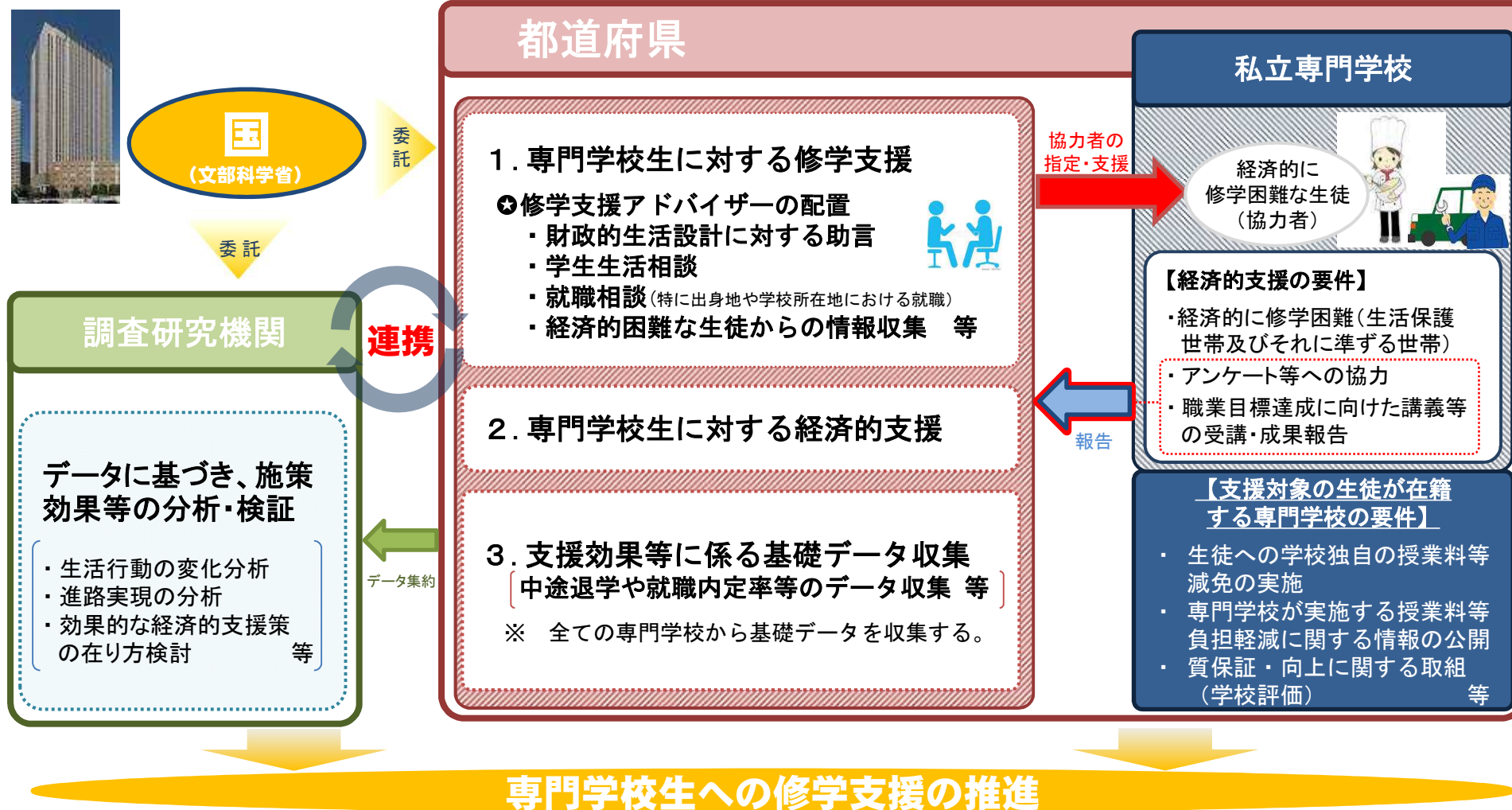
資料3

平成27年度予定額 : 305百万円(新規)

趣旨・目的

意欲と能力のある専門学校生が経済的理由により修学を断念することがないように、専門学校生に対する経済的支援策について総合的な検討を進めるため、教育機会を確保するための取組、公費投入についての教育的効果の検証や効果的な修学支援の検証等について実証的な研究を行う。

【実施期間】 平成27年度～29年度
【対象】 都道府県・調査研究機関

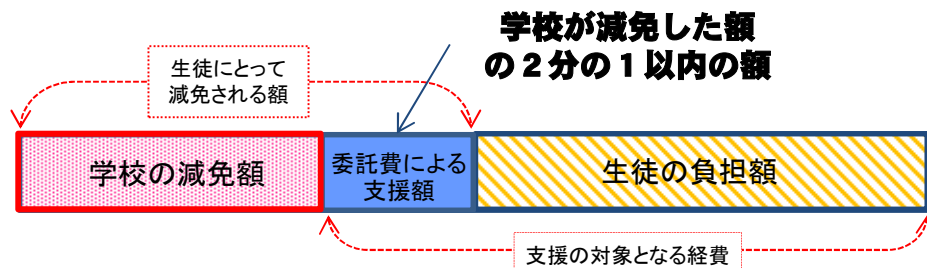


経済的支援を実施する上での生徒・専門学校の要件

生徒の経済的要件	生徒が在籍する専門学校の要件
<p>◆次に掲げるいずれかの世帯の生徒であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①生活保護世帯の生徒 ②市町村民税所得割非課税世帯の生徒 ③所得税非課税世帯の生徒 ④保護者等の倒産、失職などにより家計の急変した世帯の生徒 	<p>◆次に掲げる要件をすべて満たす専門学校であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①私立専修学校専門課程(専門学校)であること ②経済的理由により修学困難な生徒を対象とした授業料減免を実施していること ③経済的支援の概要等や財務会計に関する書類を公開していること ④学校評価(自己評価)を実施し、その結果を公表していること <p style="text-align: right;">等</p>

〔経済的支援の金額及びイメージ図〕

支援金の額は、専門学校が実施した授業料減免額を基礎として算定した金額の2分の1以内とする。ただし、1年間の授業料に充てる支援金の上限額は専門学校が学則等で定める授業料の4分の1の金額を超えないものとする。

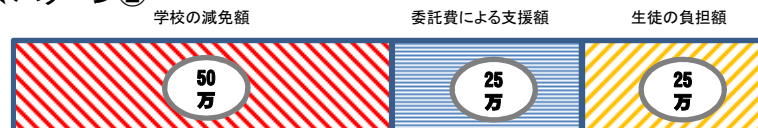


例: 授業料が100万円の場合の想定されるパターン

★パターン①



★パターン②



★パターン③ ※授業料の4分の1の金額を超えないという制限がかかるパターン



専門学校生の授業料等負担軽減事業

(参考:概算要求時資料)

平成27年度要求額:471百万円(新規)

(背景)

【教育振興基本計画(平成25年6月14日閣議決定)】(抜粋)

第2部 今後5年間に実施すべき教育上の方策

17-4 大学・専門学校等に係る教育費負担軽減

- ・意欲と能力のある学生等が経済的理由により修学を断念することなく安心して学べるよう、授業料減免や学生等に対する奨学金などにより、大学・短期大学生、高等専門学校生、専門学校生等に対する修学支援を推進する。

【経済財政運営と改革の基本方針2014(平成26年6月24日閣議決定)】(抜粋)

第2章 経済再生の進展と中長期の発展に向けた重点課題

1. 女性の活躍、教育再生を始めとする人材力の充実・発揮

(2) 教育再生の実行とスポーツ・文化芸術の振興

(教育再生)

(略)また、奨学金、授業料減免等の就学支援を推進する。さらに、高度な職業教育のための専門学校支援を推進する。

事業の目的・概要

経済的理由により修学が困難な私立専門学校の生徒の修学上の経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与するため、私立専門学校が経済的理由により修学が困難な生徒に対して授業料等の一部を減免した場合、国は当該生徒に対し、学校が実施した授業料等減免額を基礎として算定した金額の一部(2分の1以内)を支援する。

国の支援の対象となる要件等

(1) 対象となる生徒の範囲

次に掲げるいずれかの世帯の生徒であること。

- ① 生活保護世帯の生徒(世帯年収約250万円未満程度)
- ② 市町村民税所得割非課税世帯の生徒
世帯年収約270万円未満程度)
- ③ 所得税非課税世帯の生徒(世帯年収約330万円未満程度)
- ④ 保護者等の倒産、失職などにより家計の急変した世帯の生徒
- ⑤ 上記①～④の世帯の生徒に準じる経済的に困難な生徒

(2) 対象となる生徒が在籍する学校等の範囲

以下を満たす私立専門学校であること。

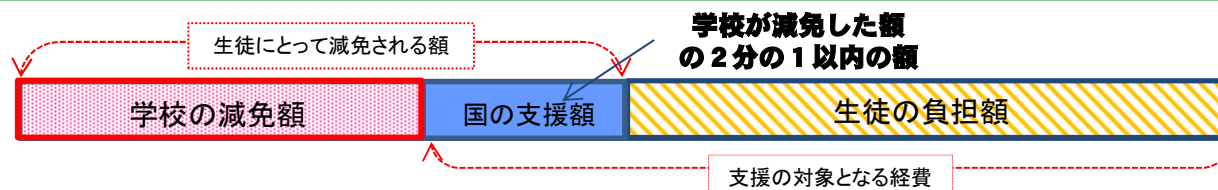
- ① 職業人材の育成を目的とすること
- ② 経費の適切な執行が担保されていること

(3) 支援額

学校の設置者が行った授業料等減免額を基礎として算定した金額の2分の1以内の額。

ただし、国からの支援額は、学校の設置者が減免を行う前の授業料等合計金額の4分の1を超えないものとする。

【参考図】



専門学校生の修学支援の推進